

大阪市特定団体経営監視会議(特定団体の経営監視状況) 令和7年4月現在

当会議は、特定団体(本市が出資する団体のうち、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(特定調停法)に基づく調停成立以降、金融機関の貸金債権等について、担保物件の処分などの回収努力をしてもなお回収不能が発生した場合に本市が損失補償を行う団体)が策定する経営再建策等が着実に遂行されていることを確認するとともに、外部有識者の意見や助言を求めるため開催している。

1 会社概要

法人名	アジア太平洋トレードセンター(株)	クリスタ長堀(株)	(株)湊町開発センター
所在地	大阪市住之江区南港北2-1-10	大阪市中央区南船場4丁目長堀地下街8号	大阪市浪速区湊町1-4-1
設立年月日	平成元年4月28日	平成4月5月20日	平成元年3月1日
業務内容(主事業)	・不動産の賃貸及び管理 ・国際卸売施設及び物流施設の運営管理 ・情報提供、情報処理サービス ・各種催物、展示会の企画及び開催 等	・地下街店舗の賃貸・管理(テナント管理(リーシング含む)、施設管理)	・自動車ターミナル施設の経営 ・不動産の賃貸及び管理業 ・駐車場の経営 ・各種イベントの企画・立案及び実施 等
事業概要(各団体HP)	http://www.atc-co.com/corp/company/data/	http://www.crvstanagahori.co.jp/company/	https://ocat.co.jp/company

2 特定調停概要

法人名	アジア太平洋トレードセンター(株)	クリスタ長堀(株)	(株)湊町開発センター
成立年月日	2004年2月(平成16年2月)	2005年6月(平成17年6月)	2004年2月(平成16年2月)
本市貸付金	187億円(うち劣後債権化156億円)	71億円(うち劣後債権化71億円)	311億円(うち株式化204億円)
金融機関債権	1,099億円(債権放棄698億円、残債務401億円)	246億円(債権放棄70億円、残債務177億円)	183億円(債権放棄91億円、残債務92億円)
市の損失補償内容	金融機関の貸金債権等について担保物件の処分等の回収努力をしてもなお回収不能が発生した場合、大阪市が当該回収不能額を損失としてその損失額を補償する		
計画(返済)期間	30年(2033年度末)	30年(2034年度末)	30年(2033年度末)

市の損失補償債権 残債務

114億円

48億円

22億円

3 当会議での確認内容(経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与)

概ね年3回会議を実施し、次の議題を主に審議する。

- 第1回目・・・①前年度経営目標達成状況評価 ②当年度経営目標設定
第2回目・・・①前年度決算状況 ②当年度予算状況
第3回目・・・①上半期決算状況

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組

特定調停成立時に外部専門家を交えた再建監視委員会を設置し、着実に会社の再建が果たされているか厳重に監視監督するとともに、その結果を適時公表することが市会の附帯決議として定められており、当会議(当時は委員会)は、その役割を担うために平成16年4月から開催し、特定団体に事業を継続実施させながら、本市による経営監視を継続的にを行っている。
金融機関からの借入金返済について、特定調停実施後30年で返済する計画としており、各特定団体とも概ね計画通りの返済を継続している。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

当会議で、各特定団体の経営目標と達成状況、決算・予算状況、金融機関借入金返済状況、資金残高状況等の監視のほか、業務内容に関する意見や助言を行い、経営改善を図っている。

(参考) 会議開催経過(開催要領、委員構成、回次ごとの会議要旨、配布資料、法人財務状況など)

大阪市ホームページ「特定団体の再建監理(特定団体経営監視会議)」

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000034547.html>

※本資料は「第三セクター等の経営健全化の推進等について(平成26年8月5日付総務大臣通知)」等をふまえた本市の取組をまとめたものである。